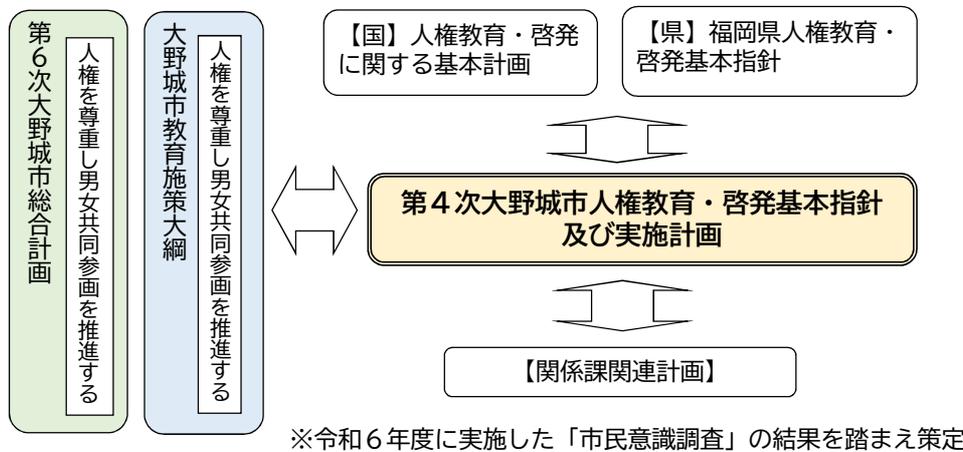


# 第4次大野城市人権教育・啓発基本指針（案） 及び実施計画（案）について

市民生活部 人権男女共同参画課

## 1 基本指針及び実施計画の概要

### (1) 基本指針・実施計画の位置づけ



# 1 基本指針及び実施計画の概要

## (2) 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）



# 1 基本指針及び実施計画の概要

## (3) 指針の構成

はじめに

総合的施策の推進

- 1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進
- 2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進

分野別施策の推進

- 1 同和問題
- 2 女性に関する問題
- 3 子どもに関する問題
- 4 高齢者に関する問題
- 5 障害のある人に関する問題
- 6 外国人に関する問題
- 7 インターネットによる人権侵害
- 8 働く人に関する問題
- 9 様々な人権問題

推進体制等

# 1 基本指針及び実施計画の概要

## (4) 計画の構成

### 実施計画の概要

#### 総合的施策

- 1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進
- 2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進

#### 分野別施策

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 同和問題         | 6 外国人に関する問題      |
| 2 女性に関する問題     | 7 インターネットによる人権侵害 |
| 3 子どもに関する問題    | 8 働く人に関する問題      |
| 4 高齢者に関する問題    | 9 様々な人権問題        |
| 5 障害のある人に関する問題 |                  |

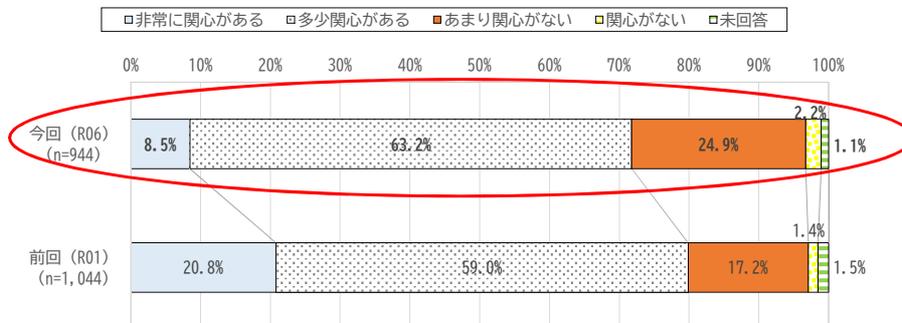
#### 目標値

- 1 設定目的
- 2 目標値の設定方法
- 3 目標値
- 4 全体の目標値（市民意識調査により事業効果を確認）

# 2 第4次指針・計画における課題

## (1) 市民の人権問題に対する意識の低下

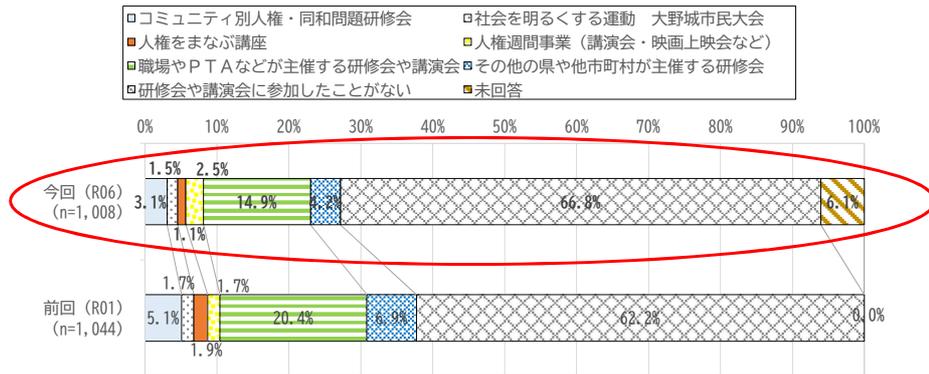
(図1) 人権問題にどの程度関心があるか



## 2 第4次指針・計画における課題

### (2) 研修会等への参加者の減少

(図2) 人権問題についての研修会などへの参加状況



## 2 第4次指針・計画における課題

### (3) 第4次指針の特徴

- ① 裁判例 (2023(令和5)年5月東京高裁) により人格権の一つとして位置づけられた「差別されない権利」の概念を市民に浸透させる。
- ② 差別、虐待、暴力、いじめのほか、「ハラスメント」も解決しなければならない人権侵害と位置付ける。

## 2 第4次指針・計画における課題

### (4) 全体の目標値の設定

	令和6年度市民意識調査 実績値	令和11年度市民意識調査 目標値
①人権が尊重されている社会であると実感している市民の割合	69.50%	80.00%
②人権問題に関心がある市民の割合	71.70%	80.00%
③人権問題についての研修会等に参加したことがある市民の割合	27.10%	40.00%
④これから人権問題について学習しようとする市民の割合	31.40%	40.00%

## 3 今後のスケジュール

令和7年	11月	「総合教育会議」意見聴取
	12月	「人権政策審議会」（大野城市人権政策審議会設置条例）意見聴取
令和8年	2月	パブリック・コメントの実施
	3月	
	4月	完成